

(養豚農家の皆様へ)

新しい飼養衛生管理基準が施行されました

◎ 飼養衛生管理基準の遵守

令和2年4月に家畜伝染病予防法が改正され、農場における飼養衛生管理をより徹底するために、新しい飼養衛生管理基準が施行されました。

【豚、いのしし】令和2年7月1日施行(防護柵設置など一部取組みを除く)

主な改正内容

- ・飼養衛生管理者選任の義務化
- ・飼養衛生管理マニュアルの作成(R3.4.1施行)
- ・畜舎出入りの消毒、衣服の着替え徹底
- ・野生動物の侵入防護柵、防鳥ネットの設置(R2.11.1施行)
- ・エコフィードの厳格化(R3.4.1施行)
- ・伝染病発生リスクに対する準備措置(大臣指定地域に指定された際の対応)
- ・放牧制限の準備措置(R3.4.1施行)

※詳細は、別添の「飼養衛生管理基準」(本文)をご覧ください。

東濃家畜保健衛生所

TEL:0573-26-1111 (内線395) FAX:0573-25-7669

E-mail:c24507@pref.gifu.lg.jp

